

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	来島海峡航路土砂処分業務
契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所長 森田 真治 愛媛県松山市海岸通2426-1
契約締結日	令和7年6月30日
契約の相手方の 氏名及び住所	大新土木株式会社 四国営業所 愛媛県松山市築山町7番35号
契約金額(消費税及び 地方消費税含む)	¥6,395,400-
予定価格(消費税及び 地方消費税含む)	¥6,395,400-
随意契約による こととした理由	本業務は来島海峡航路(-14m)の工事により発生する土砂(以下「発生土」という。)の処分を行うものである。 発生土の処分先として、工事施工場所の近隣で、発生土の受入れが可能な容量があることが必要であり、公共・民間も含めて近隣を調査した結果、上記条件を満たすのは、広島県江田島市大柿町深江地先の処分場のみであった。 また、養浜や干潟・浅場造成、海底の深掘跡の埋め戻し、造成中の埋立地への投入等が可能な場所も調査したが、受入れが可能な場所はなかった。 以上より、会計法第29条の3第4項に基づき大新土木株式会社と随意契約を行うものである。
備考	